

第133回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成28年6月24日（金曜日）午前10時

開催
場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル
大手町サンケイプラザ4階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）更新の件

目次

第133回定時株主総会招集ご通知……………	1
(報告事項に関する提供書面)	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	25
計算書類……………	28
監査報告……………	31
株主総会参考書類……………	35

証券コード 6741
平成28年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
日本信号株式会社
代表取締役社長 降 籟 洋 平

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時5分までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

3頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時5分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ4階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状と、本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.signal.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.signal.co.jp/ir/library/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」及び「個別注記表」とで構成されております。

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

1. 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

2. 行使期限は平成28年6月23日（木曜日）午後5時5分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。
3. 書面とインターネットによる議決権行使を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回ご行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
4. パスワード（株主様をご変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
5. インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
  - ・パスワードは一定回数以上お間違えになるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
  - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合がございます。
6. ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。
    - (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
    - (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）
  7. 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

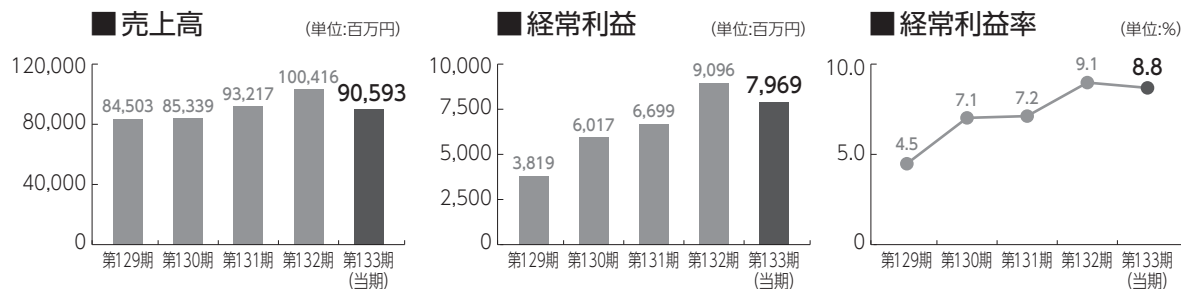
### (1) 事業の経過及びその成果

当期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における世界経済は、米国経済の緩やかな成長が続く一方で、中国を始めとする新興国の需要鈍化や急速な円高の影響から、先行きの不透明感が増しております。

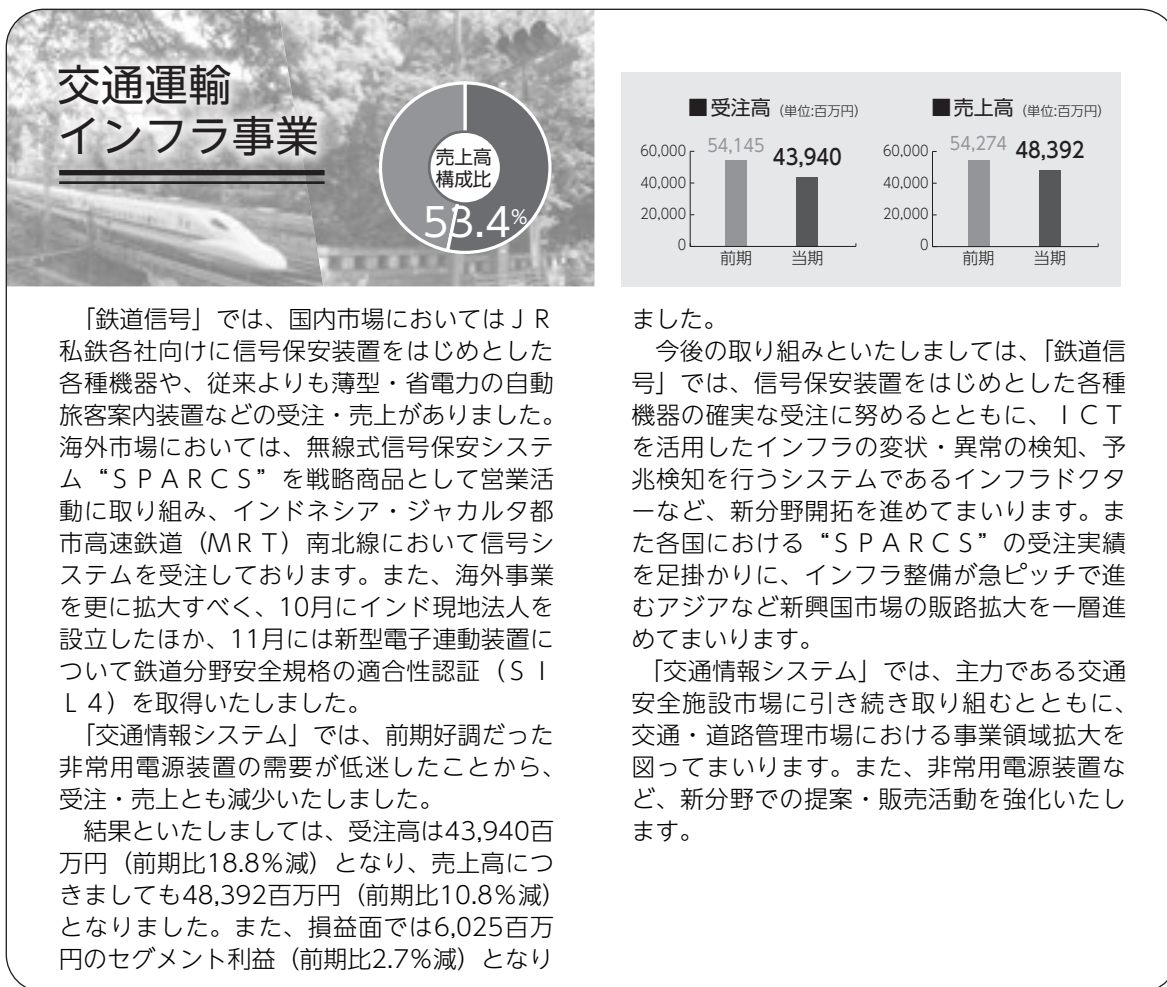
わが国経済では、企業業績の改善に支えられて設備投資は堅調ですが、マイナス金利の導入など従来の経験則から予想できない変化が起こっており、景気の先行きへの警戒感が高まっております。

このような状況のもと当社グループは、長期経営計画に掲げる「グローバル社会に適応したサステナブル成長企業」となるべく、成長・投資戦略、人材戦略、ものづくり戦略に取り組んでまいりました。

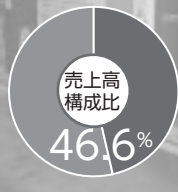
しかしながら、当期の経営成績といたしましては、過去最高を達成した前期に比べて、受注高は83,258百万円（前期比16.5%減）、売上高は90,593百万円（前期比9.8%減）となりました。損益面につきましては、営業利益は7,162百万円（前期比14.5%減）、経常利益は7,969百万円（前期比12.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,994百万円（前期比7.7%減）となりました。



事業別の状況につきましては、以下のとおりであります。



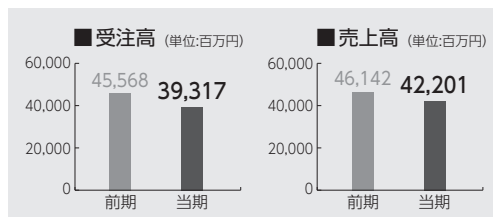
## ICTソリューション事業



「駅務自動化装置を中心とするAFC」では、関東圏を中心に自動改札機・自動券売機などの各種機器の受注・売上があったほか、ホームドアをはじめとした駅ホームの安全を守る製品の販売活動に取り組みました。また、インドネシア・ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）南北線において、前述の信号システムに加え、AFCシステムも受注しております。

「駐車場システムを中心とする制御機器」では、ネットワークに対応した駐車管制システムをはじめとする各種駐車場管理機器・システムの受注拡大に継続して取り組みましたが、駐車場の新規開設数が伸び悩み、受注・売上とも減少いたしました。

結果といたしましては、受注高は39,317百万円（前期比13.7%減）となり、売上高につきましても42,201百万円（前期比8.5%減）となりました。また、損益面では4,175百万



円のセグメント利益（前期比18.5%減）となりました。

今後の取り組みといたしましては、「駅務自動化装置を中心とするAFC」では、駅務機器の更新のほか、ホームドアや駅案内ロボット・清掃ロボット、海外でのAFCシステム受注の拡大に努めてまいります。また、オフィスビルを中心に設置しているセキュリティゲートにつきましては、電界通信技術を使用した“elefin”の拡販を進めてまいります。

「駐車場システムを中心とする制御機器」では、大型商業施設などに設置される大規模駐車場に注力するとともに、ネットワークを使いポイントカード等と連携した駐車場システムの普及を推進いたします。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は3,502百万円であります。主なものとして、ホームドアの生産棟建設やダイバーシティに対応した人づくりの拠点として独身寮を建て替えたほか、生産効率化のための設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、2020年（平成32年）に「グローバル社会に適応したサステナブル成長企業」へと飛躍するため、長期経営計画「Vision-2020 3E」（平成21年度～平成32年度）を策定しております。第134期（平成28年度）は、第3期の中期経営計画（平成27年度～平成29年度）の2年目にあたり、事業構造を転換し成長への礎を確固たるものにするための重要な年になります。

本中期経営計画は「時代変化への適応」と「事業成長の加速」を二大テーマとして掲げ、成長・投資戦略、人材戦略、ものづくり戦略の3つを基軸として活動しております。

成長・投資戦略としては、国際事業の拡大及び周辺市場など新事業領域の拡大を目的とし、外部との共創（オープンイノベーション）と成長投資を着実に実行してまいります。

人材戦略としては、グローバル視点で事業成長に貢献する人材の育成、女性の活躍推進、外国人の採用強化等の各種施策を積極的に展開し、多様なスペシャリストを擁する価値創造集団への進化を図ってまいります。

ものづくり戦略としては、世界で戦えるコスト競争力と生産体制確立のため、開発・設計プロセス改革、マザープラント構想推進とグローバルなサプライチェーン確立などを実行してまいります。

また、平成28年4月1日より、新たな企業理念である「日本信号グループ理念」をスタートさせました。“私たちは、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、より安心、快適な社会の実現に貢献します”という社会貢献への変わらぬ想いを込めた理念のもと、グループ一丸となって更なる成長ステージに挑戦してまいります。



## (5) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                             | 第 130 期<br>(24.4～25.3) | 第 131 期<br>(25.4～26.3) | 第 132 期<br>(26.4～27.3) | 第 133 期<br>(当期)<br>(27.4～28.3) |
|---------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 受 注 高                           | 93,475                 | 105,783                | 99,713                 | 83,258                         |
| 売 上 高                           | 85,339                 | 93,217                 | 100,416                | 90,593                         |
| 経 常 利 益                         | 6,017                  | 6,699                  | 9,096                  | 7,969                          |
| 親 会 社 株 主 に<br>属 属 する 当 期 純 利 益 | 3,135                  | 3,667                  | 5,413                  | 4,994                          |
| 1 株 当 期 純 利 益                   | 50.25円                 | 58.32円                 | 79.37円                 | 73.24円                         |
| 総 資 産                           | 111,058                | 113,140                | 120,573                | 121,434                        |
| 純 資 産                           | 62,954                 | 66,886                 | 74,764                 | 79,801                         |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額                | 917.15円                | 975.92円                | 1,091.55円              | 1,167.75円                      |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金       | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容            |
|-------------------|-----------|--------------------|--------------------|
| 日信電設株式会社          | 45<br>百万円 | 100.00%            | 電気工事設計・施工          |
| 日信工業株式会社          | 90        | 100.00             | 電気機器製造・販売          |
| 日信電子サービス株式会社      | 480       | 100.00             | 電気・電子機器保守          |
| 札幌日信電子株式会社        | 30        | 100.00             | 電気・電子機器保守          |
| 栃木日信株式会社          | 82        | 100.00             | 合成樹脂製品の製造・販売       |
| 福岡日信電子株式会社        | 20        | 100.00             | 電気・電子機器保守          |
| 日信ソフトエンジニアリング株式会社 | 50        | 100.00             | コンピュータソフトウェアの開発・販売 |
| 三重日信電子株式会社        | 20        | 100.00<br>(100.00) | 電気・電子機器保守          |
| 仙台日信電子株式会社        | 20        | 100.00<br>(100.00) | 電気・電子機器保守          |
| 山形日信電子株式会社        | 45        | 100.00             | 電子機器製造・販売          |
| 日信特器株式会社          | 60        | 81.50              | 電気機器製造・販売          |
| 日信ITフィールドサービス株式会社 | 310       | 100.00<br>(100.00) | 電気・電子機器保守          |
| 朝日電気株式会社          | 10        | 100.00             | 電気機器製造・販売          |

(注)「当社の議決権比率」欄のカッコ内は内書で間接所有であります。

③ 企業結合の成果

連結子会社は上記13社であります。業績につきましては、前記1. 企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

④ 特定完全子会社の状況

当期末現在において、特定完全子会社はございません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

主要な事業内容は、以下の機器の製造、保守、施工等であります。

| 事業                                 |          | 主要製品                                                                            |
|------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 交通運輸<br>イ<br>ン<br>フ<br>ラ<br>業<br>事 | 鉄道信号     | 自動列車制御装置（ATC）、自動列車停止装置（ATS）、<br>列車集中制御装置（CTC）、電子連動装置、踏切保安装置、<br>表示装置 ほか         |
|                                    | 交通情報システム | 交通管制システム、交通信号制御機、交通信号灯器 ほか                                                      |
| ICT<br>ソリューション<br>事<br>業           | AFC      | 自動改札機、自動券売機、自動精算機、ホームドア、RFID<br>システム ほか                                         |
|                                    | 情報システム   | ゲート式駐車場管理システム（ISP）、集中精算式パークロック<br>駐車場管理システム（CPL）、MEMS、地中埋設物探査レーダ、<br>OA機器（保守）ほか |

(8) 主要な営業所等（平成28年3月31日現在）

|                   |                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社               | 本社（東京都千代田区）、大阪支社（大阪府大阪市北区）、北海道支<br>店（北海道札幌市中央区）、東北支店（宮城県仙台市青葉区）、北関<br>東支店（埼玉県さいたま市浦和区）、中部支店（愛知県名古屋市中<br>村区）、九州支店（福岡県福岡市中央区）、久喜事業所（埼玉県久喜<br>市）、宇都宮事業所（栃木県宇都宮市） |
| 日信電設株式会社          | 本社（埼玉県さいたま市浦和区）                                                                                                                                               |
| 日信工業株式会社          | 本社（栃木県下都賀郡野木町）                                                                                                                                                |
| 日信電子サービス株式会社      | 本社（東京都墨田区）                                                                                                                                                    |
| 札幌日信電子株式会社        | 本社（北海道札幌市豊平区）                                                                                                                                                 |
| 栃木日信株式会社          | 本社（栃木県下都賀郡野木町）                                                                                                                                                |
| 福岡日信電子株式会社        | 本社（福岡県福岡市西区）                                                                                                                                                  |
| 日信ソフトエンジニアリング株式会社 | 本社（埼玉県久喜市）                                                                                                                                                    |
| 三重日信電子株式会社        | 本社（三重県津市）                                                                                                                                                     |
| 仙台日信電子株式会社        | 本社（宮城県仙台市若林区）                                                                                                                                                 |
| 山形日信電子株式会社        | 本社（山形県長井市）                                                                                                                                                    |
| 日信特器株式会社          | 本社（大阪府岸和田市）                                                                                                                                                   |
| 日信ITフィールドサービス株式会社 | 本社（東京都千代田区）                                                                                                                                                   |
| 朝日電気株式会社          | 本社（神奈川県川崎市中原区）                                                                                                                                                |

## (9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業           | 使用人数   | 前期末比増減 |
|--------------|--------|--------|
| 交通運輸インフラ事業   | 1,379人 | 57人増   |
| ICTソリューション事業 | 1,430人 | 23人減   |
| 全社（共通）       | 76人    | 3人増    |
| 合計           | 2,885人 | 37人増   |

（注） 上記使用人数は、受入出向者を含み、出向者及び臨時雇を含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前期末比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数  |
|--------|--------|---------|---------|
| 1,232人 | 25人増   | 41歳10か月 | 17年11か月 |

（注） 上記使用人数は、受入出向者を含み、出向者及び臨時雇を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 主要借入先         | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 1,050 百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 563       |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 68,339,704株（うち自己株式61,170株）
- ③ 株主数 10,037名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                     | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|----------|---------|
| 富 国 生 命 保 険 相 互 会 社                       | 4,793 千株 | 7.02 %  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                 | 3,440    | 5.04    |
| 日 本 信 号 グ ル ー プ 社 員 持 株 会                 | 3,197    | 4.68    |
| 日 本 信 号 取 引 先 持 株 会                       | 2,833    | 4.15    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                         | 2,640    | 3.87    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                | 2,328    | 3.41    |
| J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578 | 1,898    | 2.78    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                   | 1,792    | 2.63    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社                     | 1,517    | 2.22    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                 | 1,422    | 2.08    |

- (注) 1. 富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式730千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。
2. 持株比率は自己株式（61,170株）を控除して算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                   |
|-------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 降 旗 洋 平 | 最高経営責任者（CEO）                                                                   |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 塚 本 英 彦 | 最高執行責任者（COO）（社長補佐 リスク管理委員会委員長<br>内部統制監査室、ビジョナリービジネスセンター担当、ビジョナリー<br>ビジネスセンター長） |
| 取 締 役             | 斉 藤 安 雄 | 専務執行役員（事業本部長 事業本部、事業管理部、国際事業部、<br>国際システム設計部、国際・C B T C設計部担当）                   |
| 取 締 役             | 徳 淵 良 孝 | 専務執行役員（ものづくり本部長 ものづくり本部担当）                                                     |
| 取 締 役             | 藤 原 健   | 常務執行役員（事業副本部長 交通運輸インフラ事業担当）                                                    |
| 取 締 役             | 高 野 利 男 | 常務執行役員（事業副本部長 技術統括、研究開発センター、<br>品質環境管理部担当、研究開発センター長）                           |
| 取 締 役             | 米 山 好 映 | 富国生命保険相互会社 代表取締役社長 社長執行役員                                                      |
| 取 締 役             | 松 元 安 子 | 東京芸術大学 非常勤講師                                                                   |
| 常 勤 監 査 役         | 川 田 省 二 |                                                                                |
| 常 勤 監 査 役         | 吉 川 幸 夫 |                                                                                |
| 監 査 役             | 綱 島 勉   | 株式会社都市未来総合研究所 代表取締役社長<br>奥多摩工業株式会社 社外取締役                                       |
| 監 査 役             | 佐 藤 直 子 | 西川シドリ・オースティン法律事務所・外国法共同事業 弁護士                                                  |

- (注) 1. 取締役米山好映氏及び松元安子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役綱島勉氏及び佐藤直子氏は、社外監査役であります。  
 3. 社外取締役米山好映氏が 代表取締役社長 社長執行役員 を務める富国生命保険相互会社は、当社の大株主であり、保険契約等の取引があります。  
 4. 上記のほか、当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はございません。  
 5. 米山好映氏、松元安子氏、綱島勉氏及び佐藤直子氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 6. 当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との責任限定契約に関する定めを設けております。米山好映氏、松元安子氏、綱島勉氏及び佐藤直子氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

② 事業年度中に退任した監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退任事由 | 退任時の地位及び担当 |
|---------|------------|------|------------|
| 末 啓一郎   | 平成27年6月24日 | 任期満了 | 監査役        |
| 田 原 良 逸 | 平成27年6月24日 | 任期満了 | 監査役        |

(ご参考) 執行役員の状況 (平成28年3月31日現在)

当社は、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能とするため、執行役員制を導入しており、14名の執行役員（うち6名は取締役兼務）が取締役会により選任されております。

執行役員の状況は以下のとおりであります。

| 地 位      | 氏 名     | 担 当 又 は 職 名                                               |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------|
| ※最高経営責任者 | 降 簾 洋 平 |                                                           |
| ※最高執行責任者 | 塚 本 英 彦 | 社長補佐 リスク管理委員会委員長 内部統制監査室、ビジョナリービジネスセンター担当、ビジョナリービジネスセンター長 |
| ※専務執行役員  | 斉 藤 安 雄 | 事業本部長 事業本部、事業管理部、国際事業部、国際システム設計部、国際・C B T C設計部担当          |
| ※専務執行役員  | 徳 淵 良 孝 | ものづくり本部長 ものづくり本部担当                                        |
| ※常務執行役員  | 藤 原 健   | 事業副本部長 交通運輸インフラ事業担当                                       |
| ※常務執行役員  | 高 野 利 男 | 事業副本部長 技術統括、研究開発センター、品質環境管理部担当、研究開発センター長                  |
| 常務執行役員   | 堀 内 尚 寿 | I C Tソリューション事業担当                                          |
| 常務執行役員   | 清 水 一 巳 | 経営管理本部長 経営管理本部、支社・支店担当、2020推進企画室長                         |
| 執行役員     | 東 義 則   | ものづくり副本部長 宇都宮事業所長兼運賃ネットワークセンター長                           |
| 執行役員     | 大 島 秀 夫 | 事業本部国際事業部長兼事業本部国際事業部国際戦略企画部長                              |
| 執行役員     | 清 水 洋 二 | 大阪支社長兼大阪支社管理部長                                            |
| 執行役員     | 丹 野 信   | 事業本部交通運輸インフラ統括技術部長、技術副統括兼システム設計部長                         |
| 執行役員     | 平 野 和 浩 | 事業本部鉄道信号事業部長                                              |
| 執行役員     | 寒 川 正 紀 | 事業本部A F C事業部長                                             |

(注) ※は取締役兼務者であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額             |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外) | 8名<br>(2名)  | 336百万円<br>(12百万円) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外) | 6名<br>(4名)  | 65百万円<br>(13百万円)  |
| 合 計                | 14名<br>(6名) | 402百万円<br>(25百万円) |

- (注) 1. 上記には、平成27年6月24日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含んでおります。なお、期末の人員は取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第132回定時株主総会において月額30百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第111回定時株主総会において月額7百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、取締役6名に対して当期に係る取締役賞与106百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

i) 重要な兼職の状況等

前記(3)会社役員①取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。

ii) 当期における活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（13回開催） |        | 監査役会（13回開催） |        |
|-------------|-------------|--------|-------------|--------|
|             | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 米 山 好 映 | 13回         | 100.0% | -           | -      |
| 取締役 松 元 安 子 | 10          | 100.0  | -           | -      |
| 監査役 綱 島 勉   | 10          | 100.0  | 10回         | 100.0% |
| 監査役 佐 藤 直 子 | 10          | 100.0  | 10          | 100.0  |

- (注) 1. 取締役松元安子氏は、平成27年6月24日就任以降開催された取締役会10回全てに出席しました。
2. 監査役綱島勉氏及び監査役佐藤直子氏は、平成27年6月24日就任以降開催された取締役会10回及び監査役会10回全てに出席しました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役米山好映氏は、主として経営者としての豊富な経験、実績及び知見に基づき、経営の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。

取締役松元安子氏は、主として法律の専門家としての見地から、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

監査役綱島勉氏は、主として経営者としての豊富な経験、実績及び知見に基づき、



経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。  
監査役佐藤直子氏は、主として弁護士としての専門的見地から、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当期に係る会計監査人の報酬等の額                    | 72百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 76百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所定の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実行するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、海外工事入札資格審査書類に含まれる要約財務諸表の確認業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断したときには、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき議案を株主総会に提出いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備」につきまして、平成27年5月12日開催の取締役会において一部改定を行い、以下のとおり決議いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める業務執行の基本事項について会社の意思を決定するとともに、取締役並びに執行役員の職務の執行を監督する。
  - (b) 当社は複数の社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・強化を図る。
  - (c) 中・短期経営計画に基づく業務執行の審議・状況報告を行うための機関として「役員会」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、役員会は、現場の状況を把握するため事業所で開催する。
  - (d) 各監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携した監査体制の下、取締役会において必要に応じて意見を述べるほか、社外取締役とともに会社の意思決定に対する牽制機能を果たす。
  - (e) 常勤監査役は、定期的に管理部門及び事業部門責任者と連絡会を開催し、具体的業務執行状況を監査する。
  - (f) 法令等の遵守は「信用の礎」であることを認識し、社内の全役員・従業員に対して「日本信号倫理憲章」を基礎とした厳格な倫理教育を行う。
  - (g) 法令等遵守の主要な留意点をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全従業員に配布するとともに、定期的な教育・研修等を通じて知識の定着と意識の醸成を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務執行に係る記録を適正かつ確実に保存するため、滅失等のリスクを極力低減させた保管体制をとる。
  - (b) 取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る重要書類については、使用履歴管理を行い、取扱者を限定することなどによってセキュリティを高めるほか、本店以外の事業所に副本を備置し、情報の保存に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社グループが経営資源の毀損を最小化し、継続的な成長を維持するために、リスク

を正しく認識し、分析・評価し、適切に管理することを目的に、リスク管理規程を制定する。

- (b) 当社グループのリスク管理を統括する取締役会直轄組織として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。
- (c) リスク管理委員会はグループ会社並びに社内全部門に対し、定期的にはリスク認識と分析・評価の実施を指示するとともに、中・長期的に顕在化が予見される重大リスクに対しては、主査を中心とする小委員会を組成し、計画的に対策を実行する。また、必要に応じて予算措置を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 「経営の意思決定機能」と「業務執行機能」を分離することが、経営の意思決定の迅速化・効率化を図り、機動的な業務執行を可能にするとの判断から、執行役員制を導入する。執行役員は、役員会を構成し、自らの業務執行の報告、他の執行役員業務の進捗状況確認並びに適正性チェックを行う。役付執行役員は、取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べ、あるいは業務執行上重要な事項の報告を行う。
- (b) 代表取締役は、自らの諮問機関として、経営に関する高い専門知識を持った社外の人材で構成する「アドバイザーボード」を設置し、客観的な視点で事業活動の分析やリスク管理に関する助言を求める。
- (c) 各種権限規程や稟議手続等を整備し、各部門・使用人各自の役割と責任を明確にする。但し、全社的なテーマについては、積極的に委員会、プロジェクトチーム活動を展開し、部門を越えた横断的な検討を行い、経営が要求する課題に取り組む。
- (d) 取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう管理部門の企画機能を強化する。

⑤ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 企業価値向上を図り、国際・地域社会に貢献していくため、当社の企業理念に基づいたグループ全員の共通認識として、行動規範（CODE OF CONDUCT）を制定する。
- (b) 当社は企業集団としての業務の適正性を確保しシナジーを発揮していくために、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、グループ全体の適正性をチェックする。
- (c) 担当部門が窓口となり、日常的に各子会社の経営状況・業務執行内容の報告を受けるとともに、役員を派遣して正しく経営が行われていることをチェックする。
- (d) 四半期に1回の頻度で子会社代表取締役を招集してグループ経営会議を開催し、当社

グループ全体での経営、業績、リスク管理体制について報告を受け、必要な指導を行う。

- (e) ダイバーシティの進展や働き方の多様化を意識し、通報者が不利な取扱いを受けないことを確保した内部通報窓口（コンプライアンスホットライン）を社内外に設置し、利用者が選択して利用できるようにする。
  - (f) 内部通報の社外窓口には、経営から独立した外部の弁護士を配置し、子会社も利用可能にすることで、グループ全体における法令違反等の早期発見に努め、健全な職場環境を維持する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役職務を補助すべき従業員の任命・異動については、その主旨を十分配慮し、監査役の見解も踏まえてこれを行う。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役職務遂行に協力し、取締役会ほかの重要な会議への出席や資料の提供などを通じ業務の報告をするほか、適宜意見交換を行う。
  - (b) 取締役は、監査役に報告を行った者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針  
監査役職務執行について生ずる費用等の処理については、担当部門が監査役請求内容を確認のうえ速やかにこれを行う。
- ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は法令に基づく会議体及び役員会、リスク管理委員会、グループ経営会議等の重要な会議体に参加し、必要に応じて意見を述べることができる。
  - (b) 監査役は使用人の業務品質改善に係る発表会など、業務革新や企業価値を高める意識を醸成する会議にも参加し、監査の実効性を高める。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンス体制
- (a) 当社は、全役員・従業員がグループの使命や価値観を共有し行動するため、「日本信号グループ理念」を制定した。この中の行動規範において、実際の業務で守るべきこと

を具体的に定めている。「日本信号グループ理念」はホームページにも掲載し、社外にも公表している。

- (b) 役員及び従業員に対して、「コンプライアンス・マニュアル」の読み合わせや「セルフチェックの実施」などのコンプライアンス教育を実施した。
- (c) 社外窓口を含めた内部通報窓口（コンプライアンスホットライン）を導入し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っている。

## ② リスク管理体制

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を、規程に基づき定期的で開催している。リスク管理委員会では、全社的な視点で議論を行っており、当期は2回開催した。議論の内容は、取締役会に報告している。

## ③ グループ内部統制

- (a) 子会社の事業状況は、定期的で開催されるグループ経営会議に報告を求めており、当期は4回開催した。
- (b) 当社から派遣している取締役・監査役が出席する子会社の取締役会においても、子会社の状況を適宜監査している。

## ④ 取締役の職務執行

- (a) 取締役会規程に基づき、取締役会を月に1回定例で開催するほか、必要に応じ臨時開催も可能にしている。当期は13回開催した。
- (b) 開催に当たり資料を事前配布しており、出席前の検討時間の確保に努めている。
- (c) 取締役会には、独立性の高い社外取締役が出席し、高度な専門性・幅広い視点による経営に対する提言を行っている。
- (d) 「アドバイザーボード」を定期的で開催しており、当期は12回開催した。
- (e) 法令及び文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存及び管理を行っている。

## ⑤ 監査役の職務執行

- (a) 監査役会規程に基づき、監査役会を月に1回定例で開催するほか、必要に応じ臨時開催も可能にしている。当期は13回開催し、社外監査役も出席した。
- (b) 監査役の職務を補助すべき使用人として、内部統制監査室から1人を選定し、監査役の職務を補助している。

## (7) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様  
の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式につ  
いて大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するも  
のであれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議  
や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強  
行する動きが顕在化しており、こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業  
価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事  
実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等につ  
いて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報  
を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために  
買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益  
に資さないものも少なくありません。

これに対し当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、“より快適な人  
間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”  
という当社の企業理念や、後述② ii)に示す当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源  
泉を十分に理解し、ステークホルダーであるお客様、株主の皆様、協力企業の皆様、地域  
社会の皆様、従業員との信頼関係を維持し、こうしたステークホルダーの方々の期待に応  
えていきながら、中・長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維  
持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さ  
ない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であ  
り、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗手段を講じることによ  
り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを基本方針としております。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### i) 当社グループの経営理念及び基本的な事業運営の考え方

当社は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”を企業理念とし、昭和4年2月に営業を開始して以来、一貫して交通インフラの分野に携わり、平成26年2月には創業85周年を迎えました。

このように、公共性の高い事業分野において、永年に亘り社会に製品を提供し続けてきた企業として、当社は常に重い社会的責任と公共的使命を担っております。そのため、高い専門的スキルと厳格な倫理教育を背景とした製品品質の管理、より安全・快適な交通インフラを支える新製品開発はもちろんのこと、人命にかかわる製品を製造していることに十分留意した長期的な視点に立脚した事業運営が不可欠であると考えます。

一方、鉄道信号・道路交通信号システムの専門メーカーとして蓄積したコア技術やノウハウを応用した新事業の創造に果敢に挑戦し、企業の持続的な成長に常に取り組まねばならないと考えております。特に、駅務自動化システムと駐車場管理システムは、現在の当社の業績を支える柱の一つになるまでに成長した新事業の好例であります。

現在では、「ビジョナリービジネスセンター（VBC）事業」として、微細加工技術により実現した共振ミラー「ECO SCAN」を取り扱うMEMS事業、遠隔・非接触による不明物検出ソリューションを提供するEMS事業等を成長・発展させる方向で取り組んでおります。

### ii) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉は、a) 安全・快適な交通運輸インフラを永年に亘り支えてきた「技術・品質力」、b) 公共性の高い仕事に携わる者として強い誇りと使命感を持った「人材力」、c) 鉄道信号・道路交通信号システムで培ったコア技術・ノウハウを応用した新製品の「開発力」にあると考えます。

### iii) 経営計画に基づく具体的施策による企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組み

当社は、今後も「安全と信頼」を社会に提供する企業として存続し、全てのステークホルダーの皆様の満足度をより向上させていかねばならないと考えております。その具体的な取り組みとして、長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、現在遂行中であります。

本計画は、

- a) 品質向上・高付加価値製品の開発に継続的に取り組むことによって国内既存事業により得られた利益を、成長事業領域である海外市場並びに新規事業に投資し、事業拡大サイクルを構築する「事業成長」
  - b) 環境変化に迅速に対応できる事業体制の構築、グループ企業の自立化、意思決定の迅速化、管理精度の向上などを構造改革により実現する「品質第一」
- を主な柱として、企業価値の高いサステナブル（持続可能）成長企業となることを最終目標としております。

③ **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

当社は、平成25年6月25日開催の当社第130回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入（更新）を決議いたしました。本プランは、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる又は20%以上とすることを目的とする、当社が発行者である株券等の買付行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、市場内外取引、公開買付け等の買付方法の如何を問いません。本プランにおいて「買付等」といい、当該買付等を行う者を「買付者」といいます。）を適用対象とし、買付者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。なお、買付者には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は当該買付者及び買付者の特定株主グループ（以下「買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。



本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い勧告される、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。現在の独立委員会は、独立性の高い社外の有識者の3名により構成されています。

本プランの有効期間は、平成28年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されます。

なお、上記の内容は概要を記載したものであり、本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成25年5月14日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。（当社ウェブサイト <http://www.signal.co.jp/ir/>）

#### ④ 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断及び理由

前記②の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための具体的施策であって基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取り組みは、前記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、本プランは前記③記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前記①の基本方針に沿うものです。さらに、本プランは経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日公表）の定める三原則を完全に充足し、また、経済産業省企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日公表）の提言内容にも合致しており、その内容においても当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されるように設計されています。したがって、当該取り組みは株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |         | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |         |
|-------------|---------|-------------------|---------|
| 科 目         | 金 額     | 科 目               | 金 額     |
| (資産の部)      | 121,434 | (負債の部)            | 41,632  |
| 流 動 資 産     | 77,804  | 流 動 負 債           | 28,229  |
| 現金及び預金      | 13,738  | 支払手形及び買掛金         | 16,414  |
| 受取手形及び売掛金   | 44,963  | 短期借入金             | 1,613   |
| 有 価 証 券     | 2,543   | 未払法人税等            | 1,518   |
| 製 品         | 3,703   | 前 受 金             | 619     |
| 仕 掛 品       | 6,220   | 賞 与 引 当 金         | 2,664   |
| 原材料及び貯蔵品    | 2,415   | 役員賞与引当金           | 169     |
| 繰延税金資産      | 2,507   | 受注損失引当金           | 397     |
| そ の 他       | 1,722   | そ の 他             | 4,831   |
| 貸倒引当金       | △9      | 固 定 負 債           | 13,403  |
| 固 定 資 産     | 43,629  | 長期預り金             | 97      |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,723  | 長期未払金             | 52      |
| 建物及び構築物     | 5,439   | 繰延税金負債            | 4,681   |
| 機械装置及び運搬具   | 1,153   | 役員退職慰労引当金         | 155     |
| 工具、器具及び備品   | 1,174   | 退職給付に係る負債         | 8,416   |
| 土地          | 5,526   | (純資産の部)           | 79,801  |
| 建設仮勘定       | 429     | 株 主 資 本           | 65,860  |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,153   | 資 本 金             | 10,000  |
| ソフトウェア      | 921     | 資 本 剰 余 金         | 7,517   |
| ソフトウェア仮勘定   | 162     | 利 益 剰 余 金         | 48,406  |
| そ の 他       | 69      | 自 己 株 式           | △62     |
| 投資その他の資産    | 28,753  | その他の包括利益累計額       | 13,779  |
| 投資有価証券      | 25,082  | その他有価証券評価差額金      | 13,523  |
| 退職給付に係る資産   | 1,869   | 退職給付に係る調整累計額      | 255     |
| 繰延税金資産      | 248     | 非支配株主持分           | 161     |
| そ の 他       | 1,598   |                   |         |
| 貸倒引当金       | △45     |                   |         |
| 合 計         | 121,434 | 合 計               | 121,434 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 90,593 |
| 売上原価            | 68,440 |
| 売上総利益           | 22,153 |
| 販売費及び一般管理費      | 14,990 |
| 営業利益            | 7,162  |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息            | 9      |
| 受取配当            | 475    |
| その他             | 515    |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 14     |
| その他             | 179    |
| 経常利益            | 7,969  |
| 特別利益            |        |
| 固定資産売却益         | 4      |
| 投資有価証券売却益       | 4      |
| 投資有価証券償還益       | 70     |
| 特別損失            |        |
| 固定資産売却廃却損       | 4      |
| 投資有価証券売却損       | 3      |
| ゴルフ会員権評価損       | 1      |
| 税金等調整前当期純利益     | 8,038  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,163  |
| 法人税等調整額         | 866    |
| 当期純利益           | 5,008  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 13     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,994  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 10,000  | 7,458 | 44,843 | △56     | 62,245 |
| 当 期 変 動 額               |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             | -       | -     | △1,432 | -       | △1,432 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | -       | -     | 4,994  | -       | 4,994  |
| 自 己 株 式 の 取 得           | -       | -     | -      | △6      | △6     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動    | -       | 58    | -      | -       | 58     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | -       | -     | -      | -       | -      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | 58    | 3,562  | △6      | 3,615  |
| 当 期 末 残 高               | 10,000  | 7,517 | 48,406 | △62     | 65,860 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に<br>係る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 11,611           | 600              | 12,211            | 307     | 74,764    |
| 当 期 変 動 額               |                  |                  |                   |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | -                | -                | -                 | -       | △1,432    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | -                | -                | -                 | -       | 4,994     |
| 自 己 株 式 の 取 得           | -                | -                | -                 | -       | △6        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動    | -                | -                | -                 | -       | 58        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 1,912            | △344             | 1,567             | △146    | 1,421     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,912            | △344             | 1,567             | △146    | 5,037     |
| 当 期 末 残 高               | 13,523           | 255              | 13,779            | 161     | 79,801    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部      |         | 負債及び純資産の部    |         |
|-----------|---------|--------------|---------|
| 科目        | 金額      | 科目           | 金額      |
| (資産の部)    | 107,833 | (負債の部)       | 44,466  |
| 流動資産      | 65,560  | 流動負債         | 32,894  |
| 現金及び預金    | 8,854   | 支払手形         | 8,301   |
| 受取手形      | 2,949   | 買掛金          | 11,203  |
| 売掛金       | 36,464  | 短期借入金        | 1,613   |
| 有価証券      | 2,500   | 未払金          | 871     |
| 製品        | 3,637   | 未払費用         | 1,572   |
| 仕掛品       | 4,797   | 未払法人税等       | 790     |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,623   | 前払費用         | 433     |
| 前払費用      | 69      | 預り金          | 6,067   |
| 繰延税金資産    | 1,969   | 賞与引当金        | 1,456   |
| その他の金     | 2,702   | 役員賞与引当金      | 106     |
| 貸倒引当金     | △7      | 受注損失引当金      | 397     |
| 固定資産      | 42,273  | その他の         | 80      |
| 有形固定資産    | 10,153  | 固定負債         | 11,571  |
| 建物        | 4,272   | 長期預り金        | 96      |
| 構築物       | 148     | 長期未払金        | 40      |
| 機械及び装置    | 641     | 繰延税金負債       | 3,859   |
| 車両運搬具     | 23      | 退職給付引当金      | 7,575   |
| 工具、器具及び備品 | 989     | (純資産の部)      | 63,367  |
| 土地        | 3,649   | 株主資本         | 50,213  |
| 建設仮勘定     | 429     | 資本金          | 10,000  |
| 無形固定資産    | 896     | 資本剰余金        | 7,458   |
| ソフトウェア    | 744     | 資本準備金        | 7,458   |
| ソフトウェア仮勘定 | 114     | その他資本剰余金     | 0       |
| その他の      | 37      | 利益剰余金        | 32,785  |
| 投資その他の資産  | 31,222  | 利益準備金        | 1,175   |
| 投資有価証券    | 23,007  | その他利益剰余金     | 31,609  |
| 関係会社株式    | 7,034   | 固定資産圧縮積立金    | 1,975   |
| 長期前払費用    | 114     | 別途積立金        | 23,537  |
| その他の      | 1,102   | 繰越利益剰余金      | 6,097   |
| 貸倒引当金     | △36     | 自己株式         | △30     |
| 合計        | 107,833 | 評価・換算差額等     | 13,153  |
|           |         | その他有価証券評価差額金 | 13,153  |
|           |         | 合計           | 107,833 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 74,300 |
| 売上原価         | 56,787 |
| 売上総利益        | 17,513 |
| 販売費及び一般管理費   | 13,363 |
| 営業利益         | 4,149  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 10     |
| 受取配当金        | 2,026  |
| その他          | 493    |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 24     |
| 為替差損         | 109    |
| その他          | 65     |
| 経常利益         | 6,479  |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 4      |
| 投資有価証券売却益    | 4      |
| 投資有価証券償還益    | 70     |
| 特別損失         |        |
| 固定資産売却損      | 3      |
| 投資有価証券売却損    | 2      |
| 税引前当期純利益     | 6,552  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,119  |
| 法人税等調整額      | 777    |
| 当期純利益        | 4,655  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                      |                 |        |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|----------------------|-----------------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金            |                 |        |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金                | そ の 他 利 益 剰 余 金 |        |
|                         |         |           |                |              | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金       |        |
| 当 期 首 残 高               | 10,000  | 7,458     | 0              | 7,458        | 1,175                | 1,975           | 21,837 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                      |                 |        |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         | －       | －         | －              | －            | －                    | －               | 1,700  |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | －         | －              | －            | －                    | －               | －      |
| 当 期 純 利 益               | －       | －         | －              | －            | －                    | －               | －      |
| 自 己 株 式 の 取 得           | －       | －         | －              | －            | －                    | －               | －      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | －       | －         | －              | －            | －                    | －               | －      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | －              | －            | －                    | －               | 1,700  |
| 当 期 末 残 高               | 10,000  | 7,458     | 0              | 7,458        | 1,175                | 1,975           | 23,537 |

|                         | 株 主 資 本                            |                  |         |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------------------------|------------------|---------|----------------|-------------------------------|------------------------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金                          |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
|                         | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                |                               |                        |           |
| 当 期 首 残 高               | 4,576                              | 29,564           | △24     | 46,998         | 11,266                        | 11,266                 | 58,264    |
| 当 期 変 動 額               |                                    |                  |         |                |                               |                        |           |
| 別 途 積 立 金 の 積 立         | △1,700                             | －                | －       | －              | －                             | －                      | －         |
| 剰 余 金 の 配 当             | △1,434                             | △1,434           | －       | △1,434         | －                             | －                      | △1,434    |
| 当 期 純 利 益               | 4,655                              | 4,655            | －       | 4,655          | －                             | －                      | 4,655     |
| 自 己 株 式 の 取 得           | －                                  | －                | △6      | △6             | －                             | －                      | △6        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | －                                  | －                | －       | －              | 1,886                         | 1,886                  | 1,886     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,521                              | 3,221            | △6      | 3,215          | 1,886                         | 1,886                  | 5,102     |
| 当 期 末 残 高               | 6,097                              | 32,785           | △30     | 50,213         | 13,153                        | 13,153                 | 63,367    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

日本信号株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本信号株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本信号株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

日本信号株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本信号株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役監査計画書に基づき監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

日本信号株式会社 監査役会

常勤監査役 川 田 省 二 ㊟

常勤監査役 吉 川 幸 夫 ㊟

社外監査役 綱 島 勉 ㊟

社外監査役 佐 藤 直 子 ㊟

以 上

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、長期的視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確立、並びに財務体質の強化を目指して研究開発投資、生産体制の整備、人材の育成等を図るとともに、株主の皆様に対しましては安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施していくことを剰余金処分に関する基本方針とし、連結配当性向25%前後を当面の目標と定めてまいりました。

本方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向を総合的に勘案し、前期比で1円増配し、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,024,178,010円となります。

これにより、先に実施いたしました中間配当7円とあわせまして、年間配当は1株当たり22円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件



取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                        | 略歴、地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | <br>ふる はた よう へい<br><b>降 旗 洋 平</b><br>(昭和24年5月28日)  | 昭和 49年 4月 当社入社<br>平成 9年 4月 当社営業本部AFC営業部長<br>平成 12年 6月 当社執行役員<br>平成 16年 6月 当社取締役<br>当社常務執行役員<br>平成 18年 6月 当社専務執行役員<br>平成 20年 6月 当社代表取締役社長(現任)<br>当社最高執行責任者(COO)<br>平成 24年 6月 当社最高経営責任者(CEO)(現任) | 81,100株     |
|       |                                                                                                                                     | 取締役候補者とした理由<br>降旗洋平氏は、平成20年より当社の代表取締役社長として経営を担っており、経営者として豊富な経験、実績及び知見を有しております。当社がグループ経営を推進し、企業価値の持続的な向上を目指すにあたり適任であると判断したため、引き続き取締役候補者としております。                                                 |             |
| 2     | <br>つか もと ひで ひこ<br><b>塚 本 英 彦</b><br>(昭和33年9月15日) | 昭和 57年 4月 当社入社<br>平成 17年 5月 当社AFC事業部AFC営業部長<br>平成 18年 6月 当社執行役員<br>平成 22年 6月 当社取締役<br>当社常務執行役員<br>平成 26年 6月 当社専務執行役員<br>平成 27年 4月 当社代表取締役副社長(現任)<br>当社最高執行責任者(COO)(現任)                         | 52,800株     |
|       |                                                                                                                                     | 取締役候補者とした理由<br>塚本英彦氏は、平成27年より代表取締役副社長として当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験、実績及び知見を有しております。当社を取り巻く環境変化に適切に対応し、新事業創造とグローバル競争力の強化を加速するにあたり適任であると判断したため、引き続き取締役候補者としております。                                    |             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                      | 略歴、地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3         |  <p>とく ぶち よし たか<br/>徳 淵 良 孝<br/>(昭和32年11月21日)</p> | <p>昭和 57年 4月 当社入社<br/>平成 18年 7月 当社久喜事業所生産管理部長<br/>平成 20年 6月 当社執行役員<br/>平成 23年 5月 当社常務執行役員<br/>平成 23年 6月 当社取締役(現任)<br/>平成 26年 6月 当社専務執行役員<br/>平成 28年 4月 当社専務執行役員 社長補佐、経営管理統括<br/>経営企画室・財務部・内部統制監査室担当<br/>(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>徳淵良孝氏は、当社の経営管理部門やものづくり部門の責任者を務めるなど、経営の豊富な経験、実績及び知見を有しております。当社が事業領域やグループ各社の業容拡大を図るにあたり適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> | 42,700株         |
| 4         |  <p>ふじ わら たけし<br/>藤 原 健<br/>(昭和34年11月7日)</p>      | <p>昭和 58年 4月 当社入社<br/>平成 21年 7月 当社鉄道信号事業部電鉄営業部長<br/>平成 22年 6月 当社執行役員<br/>平成 25年 4月 当社常務執行役員<br/>平成 25年 6月 当社取締役(現任)<br/>平成 28年 4月 当社常務執行役員 営業本部長(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>藤原健氏は、当社の営業部門の責任者を務めるなど、国内事業を牽引してきた実績と、幅広い経験に基づく高い見識を有しております。当社の事業領域の拡大や競争力の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>                                                               | 28,400株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                       | 略歴、地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5     |  <p>たかの としお<br/>高野利男<br/>(昭和34年6月4日)</p>          | <p>昭和 57年 4月 当社入社<br/>平成 18年 7月 当社久喜事業所鉄道信号第一技術部長<br/>平成 20年 6月 当社執行役員<br/>平成 26年 6月 当社取締役(現任)<br/>当社常務執行役員<br/>平成 28年 4月 当社常務執行役員 技術開発本部長、<br/>技術統括、VBC担当、<br/>ICTソリューション統括技術部長(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>高野利男氏は、ものづくりの現場に長く携わってきた経験を持つことに加え、当社の技術開発部門の責任者を歴任しております。事業化の視点での開発を推進し、設計改革を中心とした生産構造の転換を着実に進めていくため、引き続き取締役候補者としております。</p> | 31,100株     |
| 6     |  <p>新任<br/>おおしま ひでお<br/>大島秀夫<br/>(昭和31年7月25日)</p> | <p>昭和 54年 4月 当社入社<br/>平成 16年 9月 当社ビジョナリービジネスセンター<br/>MEMS事業推進部長<br/>平成 20年 7月 当社ビジョナリービジネスセンター長<br/>平成 21年 4月 当社国際事業部長<br/>平成 23年 5月 当社執行役員<br/>平成 28年 4月 当社常務執行役員 国際事業部担当(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>大島秀夫氏は、当社の国際事業部門の責任者を務め、国際事業の拡大に貢献した経験、実績及び知見を有しております。当社により一層の事業領域の拡大及び国際競争力の強化に適任であると判断したため、新たに取締役候補者としております。</p>                 | 23,600株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7     | <br><div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div><br><small>よね やま よし てる</small><br><b>米山好映</b><br><small>(昭和25年6月23日)</small> | <p>平成 14年 7月 富国生命保険相互会社 取締役<br/> 平成 17年 7月 同常務取締役<br/> 平成 21年 4月 同取締役 常務執行役員<br/> 平成 22年 7月 同代表取締役社長 社長執行役員(現任)<br/> 平成 26年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由<br/> 米山好映氏は、経営者としての豊富な経験、実績及び知見を有しており、これを当社経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としております。<br/> なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>                  | 800株        |
| 8     | <br><div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> </div><br><small>まつもと やすこ</small><br><b>松元安子</b><br><small>(昭和28年9月2日)</small>     | <p>昭和 53年 4月 弁護士登録<br/> 山下・大島法律事務所入所<br/> 平成 12年 4月 成蹊大学 非常勤講師<br/> 平成 13年 2月 経済産業省 独立行政法人評価委員会委員<br/> 平成 19年 4月 東京芸術大学 非常勤講師(現任)<br/> 平成 27年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由<br/> 松元安子氏は、法律の専門家としての高度な知識、経験を有しており、これを当社経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としております。<br/> なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> | 300株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 米山好映氏及び松元安子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 米山好映氏及び松元安子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 米山好映氏及び松元安子氏が社外取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。




### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、社外監査役 佐藤直子氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本監査役候補者の任期は、当社定款第31条第2項の規定に基づき、退任した監査役の残存期間となります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>おお はま いく こ</small><br/> <b>大 濱 郁 子</b><br/>           (昭和33年5月29日)         </p> | <p>平成 10年 4月 インターナショナルマネジメントグループ東京支店<br/>タックスマネージャー</p> <p>平成 10年 8月 税理士登録</p> <p>平成 12年11月 フィリップモリスジャパン株式会社ファイナンス部<br/>アシスタントマネージャー</p> <p>平成 18年11月 西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同<br/>事業 経理財務ディレクター(現任)</p> <hr/> <p>監査役候補者とした理由</p> <p>大濱郁子氏は、税務の専門家であり、長年の経理実務経験を有しております。国際的な財務及び会計に対する豊富な経験、実績及び知見を活かした当社経営に対する監査と助言を期待し、監査役候補者としております。</p> | 0株          |

(注) 1. 大濱郁子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大濱郁子氏は、社外監査役候補者であります。

3. 大濱郁子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。

4. 大濱郁子氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                    | 略歴、地位<br>及び重要な兼職の状況                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div><br><small>たつ の ひろ みち</small><br><b>龍野廣道</b><br>(昭和23年11月1日) | 昭和 46年 4月 日本興業銀行入行<br>昭和 56年 9月 株式会社東京タツノ 取締役<br>昭和 59年 5月 同常務取締役<br>昭和 61年 5月 同代表取締役社長<br>平成 8年 5月 日本エンジニア・サービス株式会社<br>代表取締役社長<br>平成 24年 4月 株式会社タツノ 代表取締役社長(現任) | 0株          |
| 補欠監査役候補者とした理由<br>龍野廣道氏は、世界三大ガソリン計量機メーカーの代表取締役社長であり、グローバルな経営者としての豊富な経験、実績及び知見を有しております。これを活かした当社経営に対する監査と助言を期待し、補欠監査役候補者としております。                  |                                                                                                                                                                  |             |

- (注) 1. 龍野廣道氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 龍野廣道氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 龍野廣道氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第5号議案 取締役賞与支給の件

当社は、当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額106百万円を支給することといたしたいと存じます。

## 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成22年6月24日開催の第127回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、平成25年6月25日開催の第130回定時株主総会において、所要の変更を行ったうえで、買収防衛策更新について株主の皆様のご承認をいただいております（以下「旧プラン」といいます。）、旧プランの有効期間は本総会の終結の時までとされています。

当社は、旧プランの有効期間満了を受け、旧プランの更新について検討してまいりました結果、旧プラン導入後の実務の動向等を踏まえ、平成28年5月10日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランの内容を一部変更したうえ（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、更新することを決定いたしました。つきましては、以下のとおり、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

旧プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- ①平成28年4月1日付で施行された「日本信号グループ理念」の導入を踏まえた文言の変更を行いました。
- ②独立委員会委員の任期満了に伴い、新たな独立委員会委員として、龍野廣道氏、伊藤哲朗氏、後藤弘子氏の3名を選任しました。
- ③その他所要の修正を行いました。

なお、本プランによる買収防衛策を決定した当社取締役会には、社外監査役を含むすべての監査役が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに賛同の見解を表明しております。

また、平成28年3月31日現在における当社大株主の状況は、「事業報告」「2. 会社の現況」の「(1)株式の状況 ④大株主（上位10名）」に記載のとおりであります。

加えて、現時点におきまして、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告又は提案を受けている事実はありません。

本プランの内容は、以下のとおりであります。

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

### 一、 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場においては近年、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが見られ、こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これに対し当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、“私たちは「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、より安心、快適な社会の実現に貢献します”という日本信号グループ理念や、後述二.1. (2)に示す当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉を十分に理解し、ステークホルダーであるお客様、株主の皆様、協力企業の皆様、地域社会の皆様、従業員との信頼関係を維持し、こうしたステークホルダーの方々の期待に応えていきながら、中・長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させるものでなければならないと考えております。

したがって、当社といたしましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを基本方針としております。

## 二. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

#### (1) 当社グループの経営理念及び基本的な事業運営の考え方

当社は、昭和4年2月に営業を開始して以来、一貫して交通インフラの分野に携わり、「私たちは、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、より安心、快適な社会の実現に貢献します」という日本信号グループ理念のもと、平成28年2月には創業87周年を迎えました。

このように、公共性の高い事業分野において、永年に亘り社会に製品を提供し続けてきた企業として、当社は常に重い社会的責任と公共的使命を担っております。そのため、高い専門的技能と厳格な倫理教育を背景とした製品品質の管理、より安全・快適な交通インフラを支える新製品開発はもちろんのこと、人命にかかわる製品を製造していることに十分留意した長期的な視点に立脚した事業運営が不可欠であると考えます。

一方、鉄道信号・道路交通信号システムの専門メーカーとして蓄積したコア技術、ノウハウを応用した新事業の創造に果敢に挑戦し、企業の持続的な成長に常に取組みねばならないと考えております。特に、駅務自動化装置と駐車場管理システムは現在の当社の業績を支える柱のひとつになるまでに成長した新事業の好例であります。

現在では、「ビジョナリービジネスセンター(VBC)事業」として、微細加工技術により実現した共振ミラー「ECO SCAN」を取り扱うMEMS事業、遠隔・非接触による不明物検出ソリューションを提供するEMS事業等を成長・発展させる方向で取り組んでおります。

当社の事業内容をまとめると以下のとおりです。

#### ・鉄道信号事業

C T C (列車集中制御装置)等の「運行管理装置」、A T C (自動列車制御装置)、A T S (自動列車停止装置)、A T O (自動列車運転装置)等の「列車制御装置」、さらに転てつ機や信号灯器を制御する「連動装置」、「旅客案内表示システム」等の製品を中核として、鉄道の安定・安全運行を支えております。また、アジアを中心とした海外展開に対しても積極的に取り組んでおります。

#### ・交通情報システム事業

道路交通信号機を制御する「交通管制システム」、事故や渋滞、交通情報を表示する「道路交通情報提供システム」といった製品を中核として、交通事故の減少、交通渋滞の緩和に取り組んでおります。

#### ・A F C事業

自動改札機や自動券売機、自動精算機等の「駅務自動化装置」により、駅務の自動

化・高速化を実現すると共に、SuicaやPASMO等のICカードを媒介とした交通のシームレス化に貢献しております。また、航空関連市場、海外市場にも進出している一方、無線利用の個体識別技術を応用した各種ソリューションの提供やホームドアによる駅ホームの安全性向上に取り組んでおります。

・情報システム事業

「駐車場管理システム」や「駐輪場管理システム」により、お客様の多様なニーズに対応した駐車場・駐輪場に関する各種ソリューションシステムを提供し、主に都市部における路上駐車・迷惑駐車の減少に貢献しております。次代の当社事業の柱のひとつとなることを目指すVBC事業等の事業活動にも取り組んでおります。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉は、i) 安全・快適な交通運輸インフラを永年に亘り支えてきた「技術・品質力」、ii) 公共性の高い仕事に携わる者として強い誇りと使命感を持った「人材力」、iii) 鉄道信号・道路交通信号システムで培ったコア技術・ノウハウを応用した新製品の「開発力」にあると考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の源泉を向上させる具体的な取り組みとしては、主に以下の施策を実行しております。

- ・事業体制や生産体制、グループ体制の見直し、そして経営情報インフラとしてのERPの導入・運用による経営の意思決定のスピードアップ及び業務品質の向上に継続的に取り組み、市場競争力の強化及び顧客満足度のより一層の向上を目指しております。
- ・優秀な人材の採用に努めるのはもちろんのこと、人材育成の面から、モチベーションと技能の向上を目的とした人事制度の構築・運用に取り組んでおります。
- ・技術開発体制と市場開発体制の2つの体制が相互に連携して研究開発を推進する体制をとることにより、一層の研究開発の充実を目指しております。

(3) 長期経営計画「Vision-2020 3E」

当社は、今後も「安全と信頼」を社会に提供する企業として存続し、全てのステークホルダーの皆様の満足度をより向上させていかねばならないと考えております。その具体的な取組みとして、企業理念に基づく明確なビジョンと将来像及び実現計画の立案が必須と考え、平成21年度(2009年度)から平成32年度(2020年度)までの12年間の指針として長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、遂行中であります。

本計画は、

- ① 品質向上・高付加価値製品の開発に継続的に取り組むことによって国内既存事業により得られた利益を、成長事業領域である海外市場ならびに新規事業に投資し、事業拡大サイクルを構築する「事業成長」
- ② 環境変化に迅速に対応できる事業体制の構築、グループ企業の自立化、意思決定の迅

速化、管理精度の向上等の構造改革により実現する「品質第一」を主な柱として、企業価値の高いサステナブル成長企業となることを最終目標としております。

#### (4) 利益還元のお考え方

当社は、交通インフラに携わる企業としての責任を果たすことにより、長期的視野に立った安定的な収益構造と経営基盤の確立、ならびに財務体質の強化を図り、株主の皆様に対しましては安定的な配当の継続と業績に応じた利益還元を実施してまいります。

### 2. 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み（コーポレート・ガバナンスの整備）

当社グループは、全てのステークホルダーの皆様を重視した経営を行い、皆様にご満足いただき、社会に貢献していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針といたしております。この基本に忠実に取り組むため、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営機構の充実を図ることを目的とし、経営構造改革を継続して推進しております。

### 三. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記一. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案等を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

##### (a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等（具体的には下記(2)(a)「対象となる買付等」にて定義します。）に対する買付もしくはこれに類似する行為またはそれらの提案（以下「買付等」

といい、具体的には下記(2) (a)「対象となる買付等」にて定義します。)が行われる場合に、買付者(具体的には下記(2) (a)「対象となる買付等」にて定義します。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています(下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。)。なお、買付者には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合(その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。)には、当社は当該買付者及び買付者の特定株主グループ(具体的には下記(2) (a)「対象となる買付等」にて定義します。以下「買付者等」といいます。)による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(その概要については別紙1をご参照ください。)に従い勧告される、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を尊重するとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

独立委員会は、独立性の高い3名により構成されます。その委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです(独立委員会委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1をご参照ください。)

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有



する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、特定株主グループ[1]の議決権割合[2]が20%以上となるまたは20%以上とすることを目的とする、当社が発行者である株券等[3]の買付行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、市場内外取引、公開買付け等の買付方法の如何を問いません。本プランにおいて「買付等」といいます。）を適用対象とします。当該買付等を行う者（以下「買付者」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(b) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

- 
- [1] (i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）、または(ii)当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。
- [2] (i)上記注1(i)の場合は、当該保有者及びその共同保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）ならびに準共同保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に準じて算出します。但し、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合と重複する場合は控除します。）をいい、(ii)上記注1(ii)の場合は、大規模買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、有価証券報告書、四半期報告書その他金融商品取引法に基づき当社が提出したものを参照することができるものとします。
- [3] 上記注1(i)の場合は、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、上記注1(ii)の場合は、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとし、独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる本必要情報等を追加的に提供していただきます。

なお、買付説明書の提出及び本必要情報等の追加的な提出における使用言語は日本語に限ります。

## 記

- ① 買付者等の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付者等と当社の主要取引先との間の、従前の取引関係及び競合関係
- ③ 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ④ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び企業価値向上のための施策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者が有する当社株式に係る株式売却や議決権行使等に関する第三者との取り決め
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

- (c) 買付等の内容の検討・買付者との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び追加的な本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

#### ② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者の買付等の内容の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会を通して間接に、当該買付者と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを担保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者は、独立委員会が、直接または当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

#### ③ 情報開示

当社は、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判

断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、ます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または買付者の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、ます。

(イ) 当該勧告後買付者が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付等が下

記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者の買付等の内容の検討、当該買付者との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権発行後の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付者が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 下記に掲げるような、上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委

員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
  - ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
  - ③ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含みます。）が当社の株主共同の利益の源泉となる本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適當な買付等である場合
- (e) 買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の利害関係者の処遇方針・事業計画等により、当社の株主はもとより、従業員、顧客、取引先等の利害関係者の利益を毀損することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の著しい毀損につながるおそれがあると判断される買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要  
本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。当社は本新株予約権の割当てを複数回行うことができます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式<sup>[4]</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②項に基づき、

---

[4] 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

買付者等は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間は、原則として独立委員会の勧告に基づき、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます（本新株予約権の割当てが複数回となった場合には、本新株予約権の取得はそれぞれの本新株予約権に対して行われるため、複数回行われることとなります。また、買付者等以外の者から本新株予約権の取得を行った後に取得対象外とした本新株予約権者に買付者等以外の者が含まれることが判明した場合、当該買付者等以外の者を対象として本新株予約権の追加取得を行うことがあります。）。
- ③ 当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権の無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項（買付者等からの本新株予約権の取得に関する事項等）を定める場合があります。但し、買付者等が所有する本新株予約権を取得する場合、



その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

- (k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (5) 本プランの更新手続

本プランは、本総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、有効期間を更新いたします。

- (6) 本プランの有効期間、廃止、変更及び停止

本プランの有効期間は、本総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランの更新手続」の本総会による承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更または一時的に停止する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

- (7) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 3. 株主の皆様等への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(a)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)に記載する手続により、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または当社による取得の結果、株主の皆様にご当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の効力発生日以降、行使期間開始日の前日までにおいては、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得し、結果として本新株予約権の無償割当てが行われなかったことと同等の結果となる可能性があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、本新株予約権の無償割当てが行われることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

##### (a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、ならびに株主ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(b) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行うための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。

なお、独立委員会の勧告に基づく新株予約権無償割当て決議において、買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 四. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省 企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

- (2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記三.2.(5)「本プランの更新手続」にて記載したとおり、株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの導入を議案としてお諮りしております。本総会において、本プランにつき株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランは更に本総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新されることとなります。

また、上記三.2.(6)「本プランの有効期間、廃止、変更及び停止」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

- (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三.2.(2)「本プランに係る手続」

に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、現在の独立委員会は、独立性の高い委員3名により構成されております（独立委員会委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1をご参照ください。また、独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙2をご参照ください。）。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三.2.(2)(d)「独立委員会の勧告」及び三.2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記三.2.(6)「本プランの有効期間、廃止、変更及び停止」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

## (別紙1) 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。  
但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、大学関係者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 買付者の買付等の内容の精査・検討
  - ③ 買付者との交渉・協議
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・株主に対する代替案の提示
  - ⑤ 独立委員会検討期間の設定及び延長の決定
  - ⑥ 本プランの変更または停止の承認
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者に対し、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、

代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または当社取締役会を通して間接に、買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(別紙2) 独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名です。

龍野 廣道 (たつの ひろみち)

【略歴】

昭和23年11月1日生

昭和46年4月 日本興業銀行 入行

昭和56年9月 株式会社東京タツノ 取締役

昭和59年5月 同常務取締役

昭和61年5月 同代表取締役社長

平成8年5月 日本エン지니어・サービス株式会社 代表取締役社長

平成24年4月 株式会社タツノ 代表取締役社長 (現任)

伊藤 哲朗 (いとう てつろう)

【略歴】

昭和23年10月9日生

昭和47年4月 警察庁 入庁

平成16年1月 警察庁 生活安全局長

平成18年1月 警視総監

平成20年5月 内閣危機管理監

平成26年4月 東京大学 生産技術研究所 客員教授 (現任)

後藤 弘子 (ごとう ひろこ)

【略歴】

昭和33年11月1日生

平成6年4月 富士短期大学 経営学科 助教授

平成14年4月 東京富士大学 経営学部 助教授

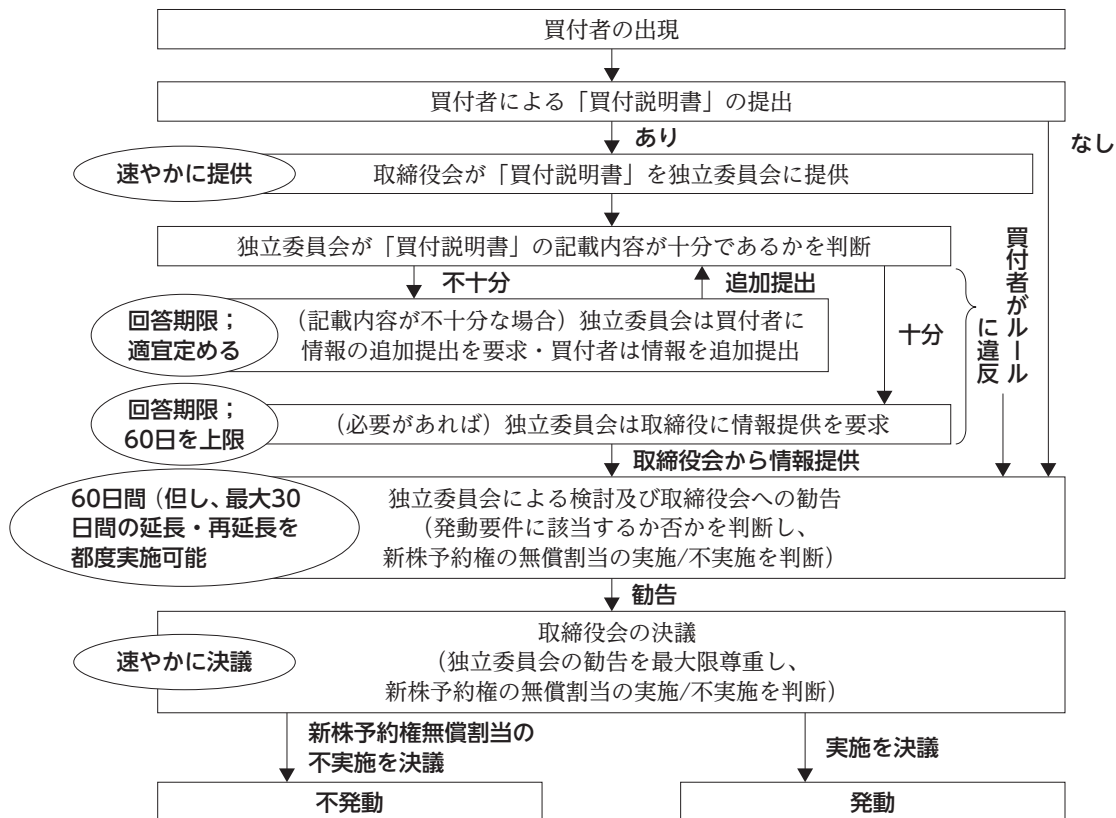
平成16年4月 千葉大学 大学院専門法務研究科 教授 (現任)

(注) 各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上



(別紙3) 本プランにかかる手続の流れの概要



※このフローチャートは、あくまで本プランの概要を分かりやすくまとめた参考資料です。  
本プランの詳細については本文を御参照ください。



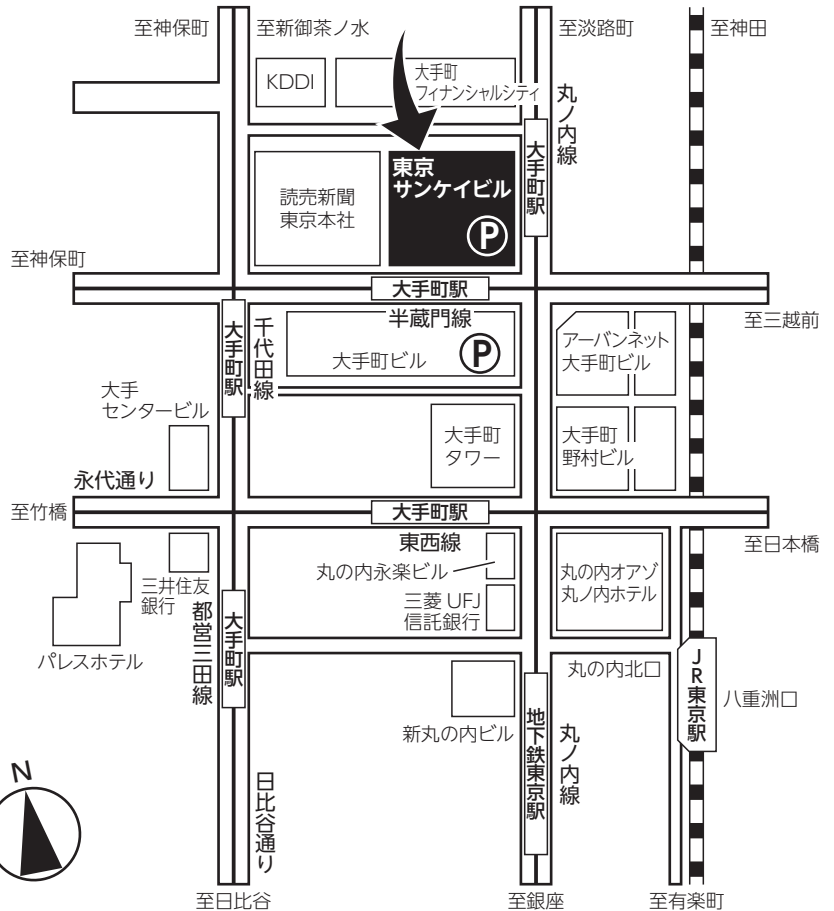
# 株主総会会場ご案内図



東京都千代田区大手町一丁目7番2号

東京サンケイビル  
大手町サンケイプラザ4階ホール

電話：03-3273-2257



## 交通アクセスのご案内

- JR 東京駅丸の内北口より徒歩約7分
- 地下鉄 丸ノ内線、半蔵門線、千代田線、東西線、都営三田線 大手町駅下車 A4・E1出口直結



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。